

原告 a の請求原因に係る整理表

番号	記事	原告 a の主張	被告の主張
1	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>見出し 金庫番の正体はギャンブル狂</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国屋で仕立てた高級スーツに身を包んだ原告 a 氏は物腰柔らかく、事務処理能力が高く、あらゆる捌き事に熟練していました。d 1 理事長からもかつては家族以上に信頼されており、医師や職員からの信望も厚かった。いまだに信奉する職員も多いようです。しかし、それは彼の実像を知らないからです ・d 1 理事長がALS罹患後、原告 a 氏は自由連合を私物化して巨額の横領をしたんです。自由連合は一〇年に未払い利息も含めて約百億の負債を抱えて解散しましたが、このうち約二十七億円は原告 a 氏が勝手に引き出し、全く使途不明です。 ・IHS から原告 a 氏が引き出した仮払金七億五千五百万円も、同様に使途不明。 ・これだけで三十五億円近くにも上る。他の事案も含めると、さらに途方もない金額になるはず ・巨額のカネはいったいどこに消えたのだろう。 ・彼が住んでいたA公園そばのマンションの家賃は百万円近くもした。洋服にもカネを惜しまないし、給与では賄えないほど豪華な生活ぶりでした。 ・また病的なギャンブル好きで、ブルガリアに出張に行く朝までホテルのカジノに入り浸っていました。競馬にも多額のカネを突っ込んでいて、『万馬券が当たった』と職員数十人を連れて屋形船を貸し切って豪遊したこともあります（東京本部職員） ・本誌編集部は原告 a 氏が事務機の引き出しに入れたままにしていた当たり馬券のコピー多数を入手した。東京や京都、阪神、新潟、福島競馬場で開催された重賞から一般レースまでの万馬券だった。概ね馬番連勝で一目当たり五千円から一万円という豪快な張り方。最高配当は九四年七月の福島競馬で二万四千円の馬連に一万円張り、二百四十万円を手にしたようだ。これだけ当てるのにいくら投資したのか、見当もつかない。しかし、一日に数百万円ものギャンブル資金を、どうやって捻出したのか。 ・その答えは、自由連合の預金通帳が物語っている。〇六年から〇七年の記録をみると、金曜日や休前日に名目不明の高額の引き出しが集中しているのだ。この通帳で確認できるだけで十回。一度に三百万、五百万、一千万の単位で引き出されている。 ・中央競馬の開催日は土日か祝日ですから、競馬に突っ込んだとしか思えません。ましてこの期間は選挙のない時期だったので、高額を引き出す理由がないんです。 ・自由連合のカネは、原告 a 氏のカネだった。原告 a 氏はこれらの出費を、『全て領収証の切れな 	<p>(1) 本件記述①は、原告 a が徳洲会マネーから数十億円を横領した上で、豪華な生活をして、ギャンブルに狂っていた事実を摘示するものであり、原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 本件記述①では、「原告 a 氏は自由連合を私物化して巨額の横領をしたんです。」に続く一文で「このうち約二十七億円は原告 a 氏が勝手に引き出し、全く使途不明です。」と記述している。さらに、続く部分でも「IHS から原告 a 氏が引き出した仮払金七億五千五百万円も、同様に使途不明。これだけで三十五億円近くにも上る。他の事案も含めると、さらに途方もない金額になるはずです」と記述し、「巨額のカネはいったいどこに消えたのだろう」と記述した上で、「豪華な生活」や「ギャンブル狂」の話につなげているのである。</p> <p>これらの記述を読むと、一般の読者であれば、原告 a が自由連合から27億円、IHS から7億5500万円を横領し、他にも横領した事案があつて、合計35億円以上の金額を横領したと理解するのが当然であり、本件記述①から原告 a が数十億円を横領したと読み取るといえる。</p> <p>(3) 家賃が100万円近くかかり給料で賄えない金額であつたか否か及び一日に数百万円も競馬に使っていたのか否かは、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項である。被告は、そうした特定の事項を述べる文脈で「豪華な生活」「ギャンブル狂」という説明をしているから、豪華な生活をしてギャンブルに狂っていたという記述は、意見ないし論評ではなく、事実の摘示である。</p>	<p>(1) 本件記述①は、原告 a が会計責任者を務めていた自由連合の約27億円及び原告 a が社長を務めていたIHSの7億5500万円が使途不明金となっていること等を前提事実として、原告 a が自由連合やIHSの金を自己のために費消したとの事実を摘示するとともに、横領をしたとの法的外見解を表明したものであつて、数十億円の横領という事実を摘示したものではないし、豪華な生活やギャンブルに狂っていたという記載は、論評であつて、事実を摘示するものではない。また、原告 a が自由連合やIHSの金を自己のために費消したとの事実の摘示及び原告 a が横領をしたとの法的外見解の表明や、横領の裏付けとしての豪華な生活やギャンブルに関する言及は、原告 a の社会的評価を低下させるものの、豪華な生活をしているとの論評は何ら原告 a の社会的評価を低下させるものではないし、ギャンブルに狂っているという論評についても、本件記事1が指摘するギャンブルが競馬や外国でのカジノであつて、違法な賭博をしているというものではなく、ギャンブル好きは数多くいるから、それ自体が原告 a の社会的評価を低下させるものではなく、これらの論評が、横領の記載による社会的評価の低下と別に原告 a の社会的評価を低下させることはない。</p> <p>(2) 本件記事1には、飽くまで、原告 a が巨額の横領をしたとの記載が存するにとどまり、自由連合やIHSの使途不明金全額を原告 a が横領したとの記載はない。すなわち、本件記事1を読んだ読者は、原告 a が巨額の横領をしたと理解することはあつても、「数十億円を横領した」と理解することはない。</p> <p>(3) 「豪華な生活」や「ギャンブル狂」という語</p>

	<p>い選挙対策費用だった』として言い訳をしていますが、実際は競馬に狂って突っ込んでいた。『選挙費用』という名目を通ったのか、鹿児島県の銀行で三千万円下ろして日帰りで東京に戻っていたこともありました。往復の飛行機便と通帳の日付を照合すれば一発でバレるのに、タカを括っていたのでしょうか</p> <p>を中心とした本件記事1全体（以下「本件記述①」という。）</p>		<p>は、どの程度の生活ないしギャンブルの頻度であれば「豪奢」や「ギャンブル狂」と評価されるかが確定しているものではなく、「豪奢」や「ギャンブル狂」は、人の評価であって、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項ということではできないから、意見ないし論評であって、事実の摘示ではない。</p>
<p>2</p>	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・d1理事長がALS罹患後、原告a氏は自由連合を私物化して巨額の横領をしたんです。自由連合は一〇年に未払い利息も含めて約百億の負債を抱えて解散しましたが、このうち約二十七億円は原告a氏が勝手に引き出し、全く使途不明です。 ・IHSから原告a氏が引き出した仮払金七億五千五百万円も、同様に使途不明。これだけで三十五億円近くにも上る。他の事案も含めると、さらに途方もない金額になるはずですよ。 ・巨額のカネはいったいどこに消えたのだろう。 <p>見出し fとの親密すぎる関係</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告a氏の乱脈はそれだけではない。政界へ巨額の資金を提供した疑いもあるのだ。 ・原告a氏は学生運動に傾倒し、元来政治への関心は強く、d1理事長の後継は自分だと思っていた。実際、〇五年にd2氏が衆院選に出た時は、『何であんなバカが出るんだ』と露骨に不満を漏らしていたほど。 ・原告a氏が懇意にしていたのはf代議士で、『いつもfの後ろに映っている男』と揶揄されるほど関係が近かった。f氏だけでなく、政界に派手に徳洲会のカネをばら撒いていた。それもd2氏のためでなく、自分のために <p>を中心とした本件記事1全体（以下「本件記述②」という。）</p>	<p>(1) 本件記述②は、原告aが、徳洲会マネーから数十億円を横領した上で、自分のために、政界へ巨額の資金を提供したという事実を摘示するものであり、原告aの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 本件記述②には、「政界へ巨額の資金を提供した疑い」と記載されており、断定的な表現をとっていなくても、その前後の記載において、政界への資金提供に関する相当具体的な事情が記載されている文脈に照らせば、一般読者が、疑いの内容が真実であると理解し、政界への資金提供が行われたと読み取るといえるので、原告aが政界へ巨額の資金を提供したという事実が摘示されたものといえる。</p> <p>(3) 横領した金員の使い道として、「豪奢な生活」及び「ギャンブル」に加え、利己的な使途であったという点を報じることにより、これらの使途が記載されていない場合と比較して、原告aの社会的評価が更に低下するものである。</p>	<p>(1) 本件記述②は、本件記述①と同様に、原告aが自由連合やIHSの金を自己のために費消したとの事実を摘示するとともに、横領をしたとの法的見解を表明したものであって、本件記述①と同様の限度でのみ原告aの社会的評価を低下させるものであって、政界へ資金提供したとの事実を摘示するものではない。</p> <p>(2) また、本件記事1には、「政界へ巨額の資金を提供した疑い」との記載がされているように、原告aが政界へ巨額の資金を提供したという事実を断定的に表現したのではない。</p> <p>(3) 原告aが政界への巨額の資金提供をしたとの事実摘示があったとしても、政治家が政治献金等を募ることは一般読者の知るところであるから、政界への巨額の資金提供それ自体が原告aの社会的評価を低下させることはない。なお、利己的な使途であったとの点は、自己のために金を費消し、横領との法的評価を受ける行為をしたことと同義であって、原告aが自由連合やIHSの金を自己のために費消したとの事実の摘示ないし原告aが横領したとの法的見解の表明と別に原告aの社会的評価を低下させることはない。</p>
<p>3</p>	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金庫番の原告a氏は、いかにして徳洲会ナンバー2に上り詰めた末、主君に弓を引くことになったのか。 	<p>(1) 本件記述③は、原告aが自ら金銭消費貸借契約書を偽造しようとして、犯罪まで行って原告bと共に徳洲会を乗っ取ろうとした事実を摘示するものであり、原告aの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 乗っ取り、すなわち、正当な理由なく経営権を奪うことは社会的に許容されていないから、原告aが徳</p>	<p>(1) 本件記述③は、原告aが金銭消費貸借契約書を偽造しようとしたとの事実を摘示したもので、その限度で原告aの社会的評価を低下させるものであって、徳洲会を乗っ取ろうとしたとの記載は論評であって事実を摘示したものではないし、かかる論評は社会的評価を低下させるものではない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・じつは原告 a 氏は密かに主君を裏切っていたのである。 ・残された資料から判断すると、二人が徳洲会を乗っ取ろうとしていたとしか思えません。 ・原告 a 氏は自由連合の負債百億を、d 1 理事長が百パーセント株主のグループ中核企業『株式会社徳洲会』の株式で代物弁済させようとした。代物弁済には、理事長が貸付の保証人であることが条件ですが、原告 a 氏は金銭消費貸借契約書を偽造し、後付けで理事長印を押印させようとした。これはもちろん犯罪です。 ・その際、自分でグループ企業の株5%を取得しようとした。代物弁済が為されれば、5%の株式所有でも相対的にグループ法人を支配できるからです。原告 a 氏は有力院長を担いで理事長の後釜に据えようとし、『国税当局はこの方法しか認めない』と大嘘をついて執拗にクーデターに誘い込もうとした。が、理事長に見破られて失敗した。 <p>を中心とした本件記事 1 全体（以下「本件記述③」という。）</p>	<p>洲会を乗っ取ろうとしたことは、原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(2) 原告らが徳洲会を乗っ取ろうとしていたとの記載は、原告 a が徳洲会グループに属する企業の株を取得しようとしたこと、有力院長を担いで理事長の後釜に据えようとしたこと、原告 a が平成 25 年 2 月に徳洲会グループを解雇されるとともに原告 b も追放されたこと等を前提事実として、原告らが徳洲会を乗っ取ろうとしていたのではないかという推測を表明したもので、その前提事実は原告らの徳洲会の内部における動きを論じるものにすぎないから、原告らの社会的評価を低下させるものではない。</p>
<p>4</p>	<p>タイトル 徳洲会マネー 100 億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳洲会の全てを知り尽くした原告 a 氏は解雇無効処分を求めて提訴するとともに、マスコミ対策に長けた原告 b 氏と親しい産経新聞の検察担当記者を通じて、徳洲会の内部資料をごっそり特捜部に持ち込んだのです。 ・徳洲会の場合、金庫番が体ごと飛び込んできた。検察にとってこれほど美味しい話はない。 ・d ファミリーも悪いが二人の側近はもっと悪い。今回の事件は、自分たちの悪事を覆い隠すために二人が仕掛けたテロのようなものです <p>を中心とした本件記事 1 全体（以下「本件記述④」という。）</p>	<p>(1) 本件記述④は、原告 a が原告 b と共に徳洲会を乗っ取ろうとした悪事を隠すために徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んで、東京地検特捜部に徳洲会に対する強制捜査をさせたという事実を摘示するものであり、原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 社会的評価が低下するか否かは、一般読者がどのように理解するかが問題であるところ、原告 a の行為が外形的には正当な行為であっても、その主観的意図が自らの悪事を隠すためであれば、本件記事のとおり「テロ」であり、主観的意図が記載されていない場合と比較して、原告らの社会的評価は明らかに低下するものである。また、自らの悪事を隠すための「テロ」と横領行為は別個のものであり、本件記述④は、横領の事実摘示とは別に原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(1) 本件記述④は、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだとの事実を摘示したもので、徳洲会内部において公職選挙法違反の行為が行われているのであれば、当該事実を立証するための資料を東京地検特捜部に持ち込む行為は、公正な選挙という公益を図るための内部告発行為であって、なんら責めを受けるような行為ではないから、当該事実の摘示は何ら原告 a の社会的評価を低下させるものではない。また、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだ行為につき、悪事を隠すために仕掛けたテロのようなものであると論評したにすぎず、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだ動機が「自分たちの悪事を隠すため」とであると断定したものではない。</p> <p>(2) 仮に、原告らが悪事を隠すために徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだと理解する読者がいるとしても、上記の原告 a の横領行為等の原告らの悪事による社会的評価の低下と別に原告らの社会的評価を低下させるものではない。</p>
<p>5</p>	<p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政界工作を一手に担ったのは、元専務理事兼事務総長の原告 a 氏 (57) だ。d 1 理事長の側近として長く仕え、徳洲会の元「金庫番」として知られる。理事長が難病の筋萎縮性側索硬化症 (ALS) に罹患してからは、独断で徳洲会マネーを差配し、自らも着服したなどとされ、今年二月に懲戒解雇された。 	<p>(1) 本件記述⑤は、原告 a が独断で徳洲会マネーを差配し、着服したために懲戒解雇されたという事実を摘示するものであり、原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(1) 本件記述⑤は、原告 a が独断で徳洲会マネーを差配し、着服したことを理由に懲戒解雇されたとの事実の摘示があり、社会的評価を低下させるものであるが、原告 a が自由連合や IHS の金を自己のために消費したとの事実の摘示及び原告 a</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・徳洲会から「懲戒処分の原因となる事実」を突きつけられた原告 a 氏は、八十三ページに及ぶ反論書を用意、一月二十九日に開かれた懲罰委員会の聴聞に臨んだ。この反論書と聴聞会での原告 a 氏の証言記録などに、政界工作の実態が生々しく記されている。 ・〈一九九六年，九八年，〇〇年，〇一年と大きな国政選挙を行う中で自由連合（九〇年設立，九四年に政党化，二〇一〇年解散）の借金は未払い利息を入れて百億となった。（中略）当時政治関係は私に一任されていた。場合によっては候補者まで私が選んでいた。当然色々なカネが動く。s さんにも億単位のカネがいつている〉 ・原告 a 氏は s 氏への資金提供の時期は詳述していない。だが，九五年に衆院議員を辞職した s 氏は九九年四月の都知事選に出馬し，初当選している。t，u，v，w ら有力候補を押しつけ，百六十六万票で圧勝した力の源泉は，この「億単位」のカネだったのだろうか。 <p>を中心とした本件記事 2 全体（以下「本件記述⑤」という。）</p>	<p>(2) 単に横領しただけでなく，懲戒解雇までされたのであれば，更に社会的評価が低下することは明らかである。</p>	<p>が横領したとの法の見解の表明による社会的評価の低下と別に原告 a の社会的評価を低下させるものではない。</p>
<p>6</p>	<p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告 a 氏は〇六年，民主党を使って，国立国府台病院（千葉県市川市）払い下げ阻止に動いた。「徳洲会は入札希望していましたが，病院の払い下げは厚労省や文科省の役人の天下り先だった国際医療福祉大学に決まっていると噂されていた。原告 a 氏は旧知の g 元衆院議員を水先案内人にして民主党有力代議士と関係を築き，国会で追及させたのです。 <p>を中心とした本件記事 2 全体（以下「本件記述⑥」という。）</p>	<p>(1) 本件記述⑥は，原告 a が独断で徳洲会への利益誘導のために民主党を利用したという事実を摘示するものであり，原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 本件記事 2 は，原告 a が独断で徳洲会マネーを差配したという記載をした上で，民主党について「政権与党時代は徳洲会とズブズブの関係」であったと記載し，「x 氏，t 氏，s 氏に『億単位』のカネが……」という記載と共に x，t 及び s の顔写真が掲載されている中で，記事欄の本文の記載がある。一般読者が，このような本件記事 2 を読めば，原告 a が利益誘導のために，独断で政治家に多額の金銭を供与したと理解する。そして，政治家に多額の金銭を供与して，政治家を利用して利益誘導を図ることは社会的に許容されておらず，「独断で民主党を利用して利益誘導を行った」という報道は，原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(1) 本件記述⑥は，原告 a が民主党とのつながりを利用して，民主党に，国立国府台病院の払下げについて国会で追及させ，その結果，同病院の払下げが白紙撤回されたとの事実を摘示したものであるものの，この事実は何ら原告 a の社会的評価を低下させるものではないし，原告 a の主張(1)の事実を摘示するものではない。</p> <p>(2) 平成 18 年 5 月 25 日の参議院行政改革に関する特別委員会等で，同病院の払下げの不透明さという問題が追及された結果，払下げが白紙撤回されたのであって，原告 a が同病院の払下げの阻止に動いたことは，適正な国有財産払下げの観点からも相当であり，本件記述⑥は，原告 a の社会的評価を低下させるものではない。</p>
<p>7</p>	<p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告 a 氏は g 氏とメディカルツーリズムのコンサルタント業務に関する十五億八千万円もの業務委託契約を結び，g 氏は徳洲会への利益誘導に動く。 ・だが，g 氏との関係がのちに原告 a 氏の首を絞める。g 氏が何の業務もしていないのに二億四千四百四十万円も支払っていたことが判明。原告 a 氏の解雇理由の一つに加えられたのだ。「原告 a 氏は理事長印を勝手に使って契約。実態のない仕事に二億四千万円も支払った。原告 a 氏は背任または横領，g 氏は詐欺にあたると思っています」（同前） <p>一方，原告 a 氏はこう釈明している。</p> <p>〈いずれ徳洲会が g 先生に恩を返す必要があった。今回ようやく報酬を渡すことができた〉</p>	<p>(1) 本件記述⑦は，原告 a が独断で g 元衆議院議員と高額な業務委託契約を結び，何の業務もしていない g に億単位の報酬を支払うという背任又は横領行為を行ったという事実を摘示するものであり，原告 a の社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 実態のない仕事に 2 億 4 0 0 0 万円も支払い，徳洲会に損害を与えたという事実の摘示は，原告 a が自由連合や I H S の金を横領した旨の記事とは別に，原</p>	<p>本件記述⑦は，原告 a が g との間で勝手にメディカルツーリズムのコンサルタント業務に関する 1 5 億 8 0 0 0 万円の業務委託契約を結び，g が徳洲会への利益誘導に動いたとの事実を摘示したものであるものの，これらの事実は何ら原告 a の社会的評価を低下させるものではない。また，本件記述⑦は，原告 a が実態のない仕事に対して 2 億 4 0 0 0 万円もの報酬を支払ったとの事実を摘示し，この行為が背任又は横領行為に該当すると</p>

<p>事実関係を確認すべく、g氏を自宅に訪ねた。</p> <p>「もう関わりたくないんで」と取材を拒絶しようとしたg氏は、二億四千万円の支払いは何の対価なのかを聞くと、こう答えた。</p> <p>「全部（仕事を）やってます。説明するまでもない」</p> <p>g氏は昨年十一月、事実関係の確認を求めた徳洲会に対して「日常的な信頼関係による顧問料として、個別の案件にかかわらず受領した」と代理人を通じて回答している。本誌への釈明は当時と食い違う。</p> <p>一方、原告a氏が億単位の資金を提供したという政治家たちはこう答えた。</p> <p>「そういう事実は一切ありません」(s事務所)</p> <p>「海外に行く飛行機に乗るところなので答えられない」(t事務所)</p> <p>x氏は電話取材に「事務所を通してくれ」と言い残したものの、事務所は「本人が海外出張のため回答できない」と回答。</p> <p>g氏を特別参与に据えたy氏はこう答えた。</p> <p>「メディカルツーリズム？gさんに聞いてよ」</p> <p>政権与党時代は徳洲会とズブズブの関係でありながら、無責任極まりない。当局の厳正な捜査が待たれる。</p> <p>を中心とした本件記事2全体（以下「本件記述⑦」という。）</p>	<p>告aの社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>の法学的見解を表明したものであるものの、本件記述①等の横領とは別に原告aの社会的評価を低下させるものではない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	----------------------------------------------------------------

原告bの請求原因に係る整理表

番号	記事	原告bの主張	被告の主張
8	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告b氏もまた、政界との癒着ぶりは有名だった。いつも永田町に入り浸り、『政治家の取材をお膳立てしてやったから来い』とカメラマンを呼びつける。特にfとの癒着ぶりは際立っていて、『fは俺がいないとダメなんだ』と口癖のように言っていたほど <p>を中心とした本件記事1全体（以下「本件記述⑧」という。）</p>	<p>(1) 本件記述⑧は、原告bが政界と癒着していたという事実を摘示するものであり、原告bが政治家と不適切に結びついているとの印象を与えるもので、原告bの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 原告bが、永田町に入り浸り、「政治家の取材をお膳立てしてやったから来い」とカメラマンを呼びつけ、「fは俺がいないとダメなんだ」と口癖のように言っていたかどうかは、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項であって、被告は、そういう文脈で「癒着」という説明をしているのであるから、本件記述⑧は、意見ないし論評ではなく、事実の摘示である。</p> <p>(3) 「癒着」という語は、不適切な結びつきを意味し、違法あるいは不当ということを含意するのであって、原告bの社会的評価を低下させる。</p>	<p>(1) 本件記述⑧は、原告bが「いつも永田町に入り浸り、『政治家の取材をお膳立てしてやったから来い』とカメラマンを呼びつける」、「fは俺がいないとダメなんだ」と口癖のように言っていた」ことなどを前提に、原告bが政界と深い結びつきを有し、fと懇意にしていたことを、癒着と論評したものであって、原告bの社会的評価を低下させることはない。</p> <p>(2) 「癒着」という語は、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項ということではできず、意見ないし論評である。</p> <p>(3) 原告bが政界と癒着しているとの論評の前提とした事実は、何ら違法、不当な行為ではなく、社会的評価を低下させる内容ではない。本件記述⑧から、原告bが政治家と不適切に結びついていると読み取ることができず、原告bが政界とのコネクションを有していることやfと懇意にしていることは、原告bの人脈が広いことを示すものであって、一般読者は不適切な結びつきがあるとの印象を受けるものではなく、社会的評価を低下させない。</p>
9	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>見出し 豪邸に住む元ジャーナリスト</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告a氏は九九年に勝手に徳洲出版社という会社を自分で立ち上げ、徳洲新聞の編集業務を『ヒルダ』という会社に丸投げしました。ヒルダは原告b氏が〇〇年に設立した会社です。 徳洲会はヒルダに年間六億円も支払っていました。大雑把に編集費が半分、印刷・配送費等が半分です。『高すぎるんじゃないか』と内部で気づいたのが二年半前。印刷・配送費等を四社で相見積もりをとったところ、年間三千万から六千万余で出来ることが分かった。人件費を加えても、年間二億もあれば十分です。 	<p>(1) 本件記述⑨は、原告bが徳洲会マネーから年間数億円の不当な利益を得た上で、豪華な生活を送っていたという事実を摘示するものであり、原告bの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 本件記述⑨には、「年間二億もあれば十分」であるのに「徳洲会はヒルダに年間六億円も支払って」おり、「高すぎる」という記載があり、「徳洲会マネー100億円を貪る『わるいやつら』週刊新潮OBも！」というタイトルと相まって、本件記述⑨を読んだ一般読者は、当然に、原告bが得た利益が不当な利益であると理解する。</p> <p>(3) 本件記述⑨は、原告bについて、閑静な住宅地に、1億円以上の土地（以下「本件原告b自宅土地」という。）を購入、276㎡の二世帯住宅を建てており、借金の形跡がない、一億円を超える千代田区Gの新築高級マンションを購入等と報じているとこ</p>	<p>(1) 本件記述⑨は、原告bが設立した会社が徳洲会から徳洲新聞の編集業務を請け負って年間6億円を受領していたという事実を摘示するとともに、原告bが船橋市に実勢価格に照らして本件原告b自宅土地だけで1億円を下らない土地を購入して、本件原告b自宅土地上に二世帯住宅を建てていること、及び、千代田区Gの新築マンションを購入したこと等を前提事実として、原告bが豪華な生活を送っていたと論評するもので、原告bの社会的評価を低下させるものではないし、原告bが不当な利益を得たとの事実を摘示するものではない。</p> <p>(2) 原告bが、「不当な」利益を得ていたとの記載は一切ない。本件記述⑨は、原告bが設立したヒルダは、年間6億円の報酬を契約に基づいて受け取っていたことを明示している。契約に基づいてその報酬を受領することは、なんら不当</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・徳洲会幹部たちは「年間数億の剰余金があるはずだが、いったいどこに消えたのか」と首を捻る。 ・原告b氏の私生活も原告a氏同様、豪華なものだった。新潮社退社後の〇二年に千葉県船橋市内の閑静な住宅地の四三一平方メートルの宅地を購入。そこに〇七年、延べ床面積二七六平方メートルの娘夫婦との二世帯住宅を建てている。実勢価格に照らして土地だけで一億円は下らないが、この住宅取得に借金をした形跡は見当たらない。 <p>写真 「原告b氏の豪邸」と題するものを中心とした本件記事1全体（以下「本件記述⑨」という。）</p>	<p>る、この点は、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項であって、被告は、そういう文脈で「豪華な生活」という説明をしているのであるから、原告bが豪華な生活を送っていたというのは意見ないし論評ではなく事実の摘示である。</p> <p>(4) 原告bが不当な利益を得ただけではなく、その上で豪華な生活をしているという事実の摘示は、原告bが不当な利益を得た旨の記載よりも、原告bの社会的評価を更に低下させるものである。</p>	<p>なものではないし、原告bの設立した会社がこれにより利益を上げていたとの印象を与えるのみで、なんら「不当な」利益を得たとの印象を与えるものではないから、原告bの社会的評価を低下させることはない。</p> <p>(3) 豪華か否かは証拠によって決することができる事項ではなく、評価であって、豪華な生活との記載は事実の摘示ではない。</p>
10	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！ リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告a氏は九九年に勝手に徳洲出版社という会社を自分で立ち上げ、徳洲新聞の編集業務を『ヒルダ』という会社に丸投げしました。ヒルダは原告b氏が〇〇年に設立した会社です。 ・徳洲会はヒルダに年間六億円も支払っていました。大雑把に編集費が半分、印刷・配送費等が半分です。『高すぎるんじゃないか』と内部で気づいたのが二年半前。印刷・配送費等を四社で相見積もりをとったところ、年間三千万から六千万余で出来ることが分かった。人件費を加えても、年間二億もあれば十分です。 ・徳洲会幹部たちは「年間数億の剰余金があるはずだが、いったいどこに消えたのか」と首を捻る。 ・原告b氏の私生活も原告a氏同様、豪華なものだった。 ・原告b氏はやはり〇二年、千代田区Gの新築高級マンションを購入したそうです。d1氏の長男夫妻に『いい物件だから』と広めの別の部屋の購入を勧めていたほどです ・登記簿を確認すると、原告b氏が買ったとされる部屋はなぜかKという女性の名義になっていた。 「じつはこのKさんは新潮社の現役社員で、独身の熟女です。原告bさんといつも一緒に、社内では『原告bさんの愛人』として知らぬ者はないほど。一億を超えるマンションをKさんの収入で買えるとしたら何かの魔法ですかね <p>を中心とした本件記事1全体（以下「本件記述⑩」という。）</p>	<p>(1) 本件記述⑩は、原告bが徳洲会マネーから年間数億円の不当な利益を得た上で、愛人に1億円以上の新築高級マンションを買い与えたという事実を摘示するものであり、原告bの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 事実の摘示に当たるかは、一般読者が、愛人がいると理解するかどうかが問題であり、本件記述⑩は、ただ単に「愛人がいる」と報じるだけでなく、具体的に「Kさんは新潮社の現役社員で、独身の熟女です。」等と論じており、一般読者は愛人がいると理解するから、原告bに愛人がいるとの事実摘示がある。</p> <p>(3) もし、「愛する人ないし恋人」であることを報じるのであれば、明確に「恋人」と記載すればよく、わざわざ「愛人」などと報じる必要はないし、また、原告bが「娘夫婦との二世帯住宅を建てた」のように、原告bが婚姻関係にあることをうかがわせる記述もあることから、一般読者は当然「情婦」と理解するものである。</p> <p>(4) 本件記述⑩には、「原告b氏はやはり〇二年、千代田区Gの新築高級マンションを購入したそうです。d1氏の長男夫妻に『いい物件だから』と広めの別の部屋の購入を勧めていたほどです」との記述がある上、「原告b氏が買ったとされる部屋」「一億を超えるマンションをKさんの収入で買えるとしたら何かの魔法ですかね」との表現もあり、一般読者であれば、原告bがKさんにマンションを買い与えたと理解するのが当然である。</p>	<p>(1) 本件記述⑩は、Kが「原告bさんの愛人」と言われているという事実を摘示するものであって、愛人にマンションを買い与えたという事実を摘示するものではなく、原告bの社会的評価を低下させるものではない。仮に、原告bにKという愛人がおり、愛人にマンションを買ったと理解する読者がいるとしても、「愛人」という語は、広辞苑（第3版）において、「①人を愛すること、②愛する人。恋人。また、情婦・情夫。」と説明されており、Kが原告bの愛する人ないし恋人であったと理解されるにすぎない。原告bに愛する人ないし恋人がいることや、愛する人ないし恋人にマンションを買うことは、なんら倫理的に指弾されるような事柄ではないので、これらによって原告bの社会的評価が低下することはない。</p> <p>(2) 本件記事1は、原告bに愛人がいると断定的に報じたものではない。</p> <p>(3) 原告b又はKが他の者と婚姻関係にあり配偶者がいるにもかかわらず、婚姻外で性的関係をもっていたという意味（上記広辞苑のいう「情婦・情夫」）に理解される場合には、原告b又はKの社会的評価に影響を与えうる。しかし、本件記事1には、Kに関して「独身の熟女」と婚姻関係にないことを明示しており、原告bに関しても婚姻関係にあることを窺わせる記載はないから、原告b又はKが他の者と婚姻関係にあり配偶者がいるにもかかわらず、婚姻外で性的関係をもっていたとは読み取れない。</p> <p>(4) 本件記述⑩には、愛人に1億円以上の新築高級マンシヨ</p>

			ンを「買い与えた」との記載は一切ない。
11	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残された資料から判断すると、二人が徳洲会を乗っ取ろうとしていたと思えません。 ・dファミリーも悪いが二人の側近はもっと悪い。今回の事件は、自分たちの悪事を覆い隠すために二人が仕掛けたテロのようなものを中心とした本件記事1全体（以下「本件記述⑩」という。） 	<p>(1) 本件記述⑩は、原告bが原告aとともに徳洲会を乗っ取ろうとしたという事実を摘示するものであり、原告bの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 乗っ取り、すなわち、正当な理由なく経営権を奪うことは社会的に許容されていないから、本件記述⑩が摘示する事実は、原告bの社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(1) 本件記述⑩は、本件記述③と同様に、原告aが徳洲会グループ企業の株を取得しようとしたこと、有力院長を担いで理事長の後釜に据えようとしたこと、原告aが平成25年2月に徳洲会グループを解雇されるとともに原告bも追放されたこと等を前提事実として、原告らが徳洲会を乗っ取ろうとしていたのではないかという推測を表明したものであり、原告bの社会的評価を低下させない。</p> <p>(2) 原告らが「徳洲会を乗っ取ろうとしていた」との推測の前提とされた各事実等は原告らの徳洲会の内部における動きを論じるものにすぎないから、原告らの社会的評価を低下させるものではない。</p>
12	<p>タイトル 徳洲会マネー100億円を貪る「わるいやつら」週刊新潮OBも！</p> <p>リード文 金権選挙で悪名高かった医療法人「徳洲会」に初めて捜査のメスが入った。だが、疑惑まみれの組織にはさらなる悪が巣食っていた。金庫番と元週刊新潮記者。二人の側近が繰り広げるのは、医療界の闇を描いた松本清張の名著『わるいやつら』も真っ青の悪行だった。</p> <p>本文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳洲会の全てを知り尽くした原告a氏は解雇無効処分を求めて提訴するとともに、マスコミ対策に長けた原告b氏と親しい産経新聞の検察担当記者を通じて、徳洲会の内部資料をごっそり特捜部に持ち込んだのです。 ・徳洲会の場合、金庫番が体ごと飛び込んできた。検察にとってこれほど美味しい話はない。 ・dファミリーも悪いが二人の側近はもっと悪い。今回の事件は、自分たちの悪事を覆い隠すために二人が仕掛けたテロのようなものを中心とした本件記事1全体（以下「本件記述⑫」という。） 	<p>(1) 本件記述⑫は、原告bが原告aと共に徳洲会を乗っ取ろうとした悪事を隠すために、原告aに徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込ませ、徳洲会の強制捜査をさせたという事実を摘示するものであり、原告bの社会的評価を低下させるものである。</p> <p>(2) 社会的評価が低下するか否かは、一般読者がどのように理解するかが問題であるところ、原告aの行為が外形的には正当な行為であっても、その主観的意図が自らの悪事を隠すためであれば、本件記述⑫のとおり「テロ」であり、主観的意図が記載されていない場合と比較して、原告bの社会的評価は明らかに低下するものである。</p> <p>(3) 自らの悪事を隠すための「テロ」と不当な利益を得たことは別のものであり、本件記述⑫が摘示する事実は、不当な利益を得たという事実摘示とは別に社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(1) 本件記述⑫は、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだとの事実を摘示したもので、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだ行為が、悪事を隠すために仕掛けたテロのようなものであると論評したにすぎず、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだ動機が「自分たちの悪事を隠すため」であると断定したものではなく、原告bの社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>(2) 徳洲会内部において公職選挙法違反の行為が行われているのであれば、当該事実を立証するための資料を東京地検特捜部に持ち込む行為は、公正な選挙という公益を図るための内部告発行為であって、なんら責められる行為ではないから、原告らが徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだとの事実摘示は原告らの社会的評価を低下させない。</p> <p>(3) 仮に、原告らが悪事を隠すために徳洲会の内部資料を東京地検特捜部に持ち込んだと理解する読者がいるとしても、原告らの悪事（原告aの横領行為等）と別に原告らの社会的評価を低下させるものではない。</p>

原告 a に対する被告の抗弁に係る整理表

番号	被告の主張	原告 a の主張
1	<p>(1) 本件記述①が摘示する事実の主要な部分は、原告 a が横領したということであるところ、原告 a が横領をしたことは、真実であるし、仮に、真実でなかったとしても、被告がこれを信じるにつき相当な理由を有していた。原告 a が横領したことが真実であること、ないし、被告がこれを信じるにつき相当な理由を有していたことは、次のアからスまでの事実から明らかである。また、原告 a は、徳洲会が告訴した多額の横領について、不起訴処分を受けているが、その理由は嫌疑不十分であって、疑いがないという判断があったものではない。</p> <p>ア 原告 a は、平成 25 年 1 月 2 月 3 日、徳洲会グループの一社である I H S の資金 3 0 0 0 万円を着服したとして、業務上横領の容疑で逮捕され、同月 2 4 日起訴され、平成 28 年 1 0 月 1 2 日、平成 19 年 9 月及び平成 20 年 1 月に、I H S の預金口座から合計 3 0 0 0 万円を仮払金名目で引き出して、自らの証券口座に入金して着服したとして、業務上横領罪で有罪判決を受けた。</p> <p>イ 徳洲会は、上記アとは別に、原告 a が徳洲会グループの資金約 2 億 4 0 0 0 万円を着服した疑いがあるとして、原告 a を刑事告訴した。</p> <p>ウ 原告 a は、昭和 54 年 4 月、医療法人徳洲会に就職した後、徳洲会グループの要職を歴任し、平成 25 年 2 月頃、一般社団法人徳洲会の専務理事兼事務総長の地位にあったほか、徳洲会グループの法人（株式会社インターナショナル・ビジネス・サービス、株式会社奄美群島開発事業団等）の取締役や、株式会社ダイコウ企画（従前の商号は株式会社徳洲出版社）の代表取締役などの地位にあって、d1 の腹心として、同人から厚い信頼を得るとともに、徳洲会グループの医師や職員からの信望もあり、自由連合の会計責任者で、I H S の社長であったから、横領することが可能であった。</p> <p>エ 原告 a は、従前から、d1 や自由連合の金庫番として、d1 の承認なく、t や s に対し、億単位の資金提供をするなど、政界へ巨額の資金提供を行っており（なお、このことは、原告 a も、同原告作成の平成 25 年 1 月 29 日付「聴聞通知書に対する回答」53 頁（乙 3）で認めていた。）、原告 a の知人によれば、原告 a は大学在学中に学生運動を行うなど政治に対する関心が強く、f とともに非常に懇意にしている、d1 が政界を引退後、平成 17 年に、自分ではなく d2 が後継者として衆院選に出馬した際には、「なんであるなバカが出るんだ」と露骨に不満を漏らしていたこと等を併せ考えると、原告 a による政界への多額の資金提供は、徳洲会グループのためではなく、自らのために行ったものと評価された。</p> <p>オ 原告 a は、d1 が平成 14 年頃に、筋委縮性側索硬化症（ALS）を発病して徐々に症状が悪化するにつれて、d1 に成り代わって、徳洲会グループの資金を独断で差配するようになった。</p> <p>カ 原告 a は、元衆議院議員の g と、メディカルツーリズムに関するコンサルタント業</p>	<p>(1) 本件記述①により摘示された事実は、いずれも真実ではないし、被告は、情報提供者の言い分を鵜呑みにして、十分な確認をせずに記事にしたものであるから、被告がこれを信じたことに相当な理由はない。</p> <p>(2) 加えて、本件記述①により摘示された事実のうち原告 a が数十億円を横領したとの記載については、次のアからソまでの事情からすれば、真実ではないし、その根拠はないから、被告がこれを信じたことに相当な理由はない。</p> <p>ア 被告が横領の根拠として具体的に示すものを前提としても、数十億円の横領の根拠とはならない</p> <p>イ 原告 a は、自由連合の金を勝手に引き出したことはなく、原告 a が自由連合から引き出した金が使途不明になったこともない。I H S の使途不明金について、地元政界への工作資金になったとの報道もあり、仮に、使途不明金があったからといって、原告 a が横領したことにはつながらない。</p> <p>ウ 原告 a の逮捕、起訴及び判決がされた時期は、本件各記事の掲載よりも後であるから、被告が原告 a の横領が真実であると信じた根拠とはならない。また、原告 a が起訴されて有罪となった犯罪事実は、原告 a が平成 19 年 9 月、I H S から業務上預かり保管中の 1 0 0 0 万円を自己の証券口座に入金して横領した事実及び原告 a が平成 20 年 1 月、I H S から業務上預かり保管中の 2 0 0 0 万円を自己の証券口座に入金させて横領したという事実であるところ、原告 a は、I H S のために個人資産から多額の立替えをしており、これらの合計 3 0 0 0 万円は、I H S から立替金の返還を受けたにすぎず、原告 a は無実であって、冤罪である。また、上記犯罪事実は、I H S に関してのみであって、自由連合の 27 億円の引き出しとは関係がないし、I H S に関しても、上記犯罪事実では 3 0 0 0 万円であって、記事のような 7 億 5 5 0 0 万円の横領ではなく、原告 a の逮捕及び起訴は、原告 a の数十億円の横領の真実性や真実であると信じたことの根拠とはならない。</p> <p>エ 被告が指摘する刑事告訴は、医療法人徳洲会から g の関連会社に 2 億 4 0 0 0 万円余の報酬を支払わせたことを理由とするものであって、契約に基づく正当な対価の支払で何ら犯罪ではないし、原告 a が数十億円を着服したことの根拠になるものではない。また、当該告訴については、嫌疑不十分を理由として不起訴処分となっている。</p> <p>オ 政治家に資金提供していたのは d1 であって、原告 a 作成の聴聞通知書に対する回答（乙 3）においても d1 が提供したとの記載がある。また、d1 と f は盟友であり、原告 a が f と良好な関係であったにすぎないから、資金提供は、d1 が行っていたのである。加えて、原告 a は、学生運動をしたこともなく、d2 に関して被告主張の発言をしたこともないから、原告 a が政治家に自己のために資金提供をしたことはなく、原告 a が数十億円を着服したことの根拠とならない。</p> <p>カ 原告 a が d1 から大きな裁量権限を与えられていたことは事実であるが、基本的な方針については、d1 に相談し、その了解を得ていたから、資金提供等について独断で決めていたものではない。</p> <p>キ 原告 a が g との間で 15 億 8 0 0 0 万円の契約を締結しようとしたことはない。被告が根拠とする懲罰委員会兼聴聞会全記録（乙 4）にも記載されていない。g はもともと d1 の 30 年来の友人であり、原告 a は、g の起用について、d1 の承認を得ていた。g に支払う報酬の金額について d1 に確</p>

務として、実費も含めた報酬が15億8000万円の契約を締結しようとするともに、同人が関係する会社である地球コーポレーション株式会社等にアドバイザー契約の報酬として2億4120万円を支払うことで、民主党を利用して徳洲会への利益誘導を企図したが、これについて、原告aは、d1の承認を得ていなかった。また、原告aは、平成25年1月29日に行われた徳洲会の懲罰委員会兼聴聞会において、gとの契約等の事実関係を認めた上で、「(gは、)民主党政権のタニマチのような存在であり、色々と面倒を見ていた。この民主党政権で必要な存在だったということで(契約を)結んだ」、「民主党政権になり、色々な徳洲会案件が出てきたとき様々なアドバイスや根回しをしてもらうために必要でこの契約を結んだ」、「理事長の承認はなかったのは事実」、「理事長承認がないのは組織としてまずいかもしいが、流れの中でそれが必要だったとき、『困ったときだけ頼む徳洲会』ではいけないという判断で行ったもの」と述べ、民主党政権から徳洲会グループにアドバイスや根回し(利益誘導)をしてもらうことを企図し、そのためにgとの間で15億8000万円ものコンサルタント業務の契約を締結しようとし、同人の関係会社に2億4120万円ものアドバイザー契約の報酬を支払うことを、d1理事長の承認なく、独断で行ったことを認めた。

キ 原告aがd1に過去の日付の保証契約書を作成させようとしたところ、当該保証契約は、d1が、保証したことのない債務を保証するものである上に、その主債務となる契約及び保証契約についての稟議書がいずれもその書面の真正性に疑問を持たざるを得ないものであった。

ク 徳洲会グループは、原告aが徳洲会グループの資金を横領し、d1の承認もなく、独断で徳洲会の資金を差配していたこと等を問題視し、平成24年9月に原告aの事務総長職を解き、平成25年2月に専務理事を解任するとともに懲戒解雇処分として徳洲会グループを追放した。

ケ 原告aは、競馬などのギャンブル好きであり、原告aが会計責任者を務める自由連合名義の預金通帳(乙12)によると、次のとおり、中央競馬が開催される土曜日、日曜日及び祝日の前日に多額の現金が引き出されており、これらの引き出しの時期には徳洲会が人員を動員しなければならない衆議院議員選挙が行われていないため、選挙資金としてこのような多額の現金が必要とは到底思われなかったから、これらの引き出された金が競馬に当てられたものと推察された。

・平成18年10月27日(金曜日)	300万円
・平成18年11月22日(祝前日)	500万円
・平成18年12月28日(祝前日)	1000万円
・平成18年12月28日(祝前日)	100万円
・平成19年1月5日(金曜日)	200万円
・平成19年1月19日(金曜日)	100万円
・平成19年2月9日(金曜日)	100万円
・平成19年6月29日(金曜日)	100万円
・平成19年7月27日(金曜日)	50万円

認を取っていないのは事実であるが、それはd1から一任されていたからである。

ク 原告aは、d1が保証契約を締結していたが保証契約書を作成していなかったために、保証契約書を作成するよう提案したものであって、稟議書も現に文書の作成者が作成したものである。被告がその主張の根拠とする弁護士作成のメモランダム(乙5)は、原告aと敵対するdファミリー側の言い分に沿って作られたものにすぎない。自由連合に対する貸付けに保証がついていなければ、回収不能であって、IMLは破綻し、IMLに債権を有する徳洲会グループの会社が破綻し、ひいては徳洲会が破綻することになるから、d1が保証していたことは明らかである。

ケ 原告aは、事務総長職を解かれて専務理事を解任されたが、その理由は、横領や独断で徳洲会の資金を差配していたことではなく、実際の解雇理由も事実と反するため、解雇無効を主張している。原告aは、徳洲会の理念を実現しようとして、dファミリーが徳洲会を私物化することについて忠告していたために、d1、dファミリー及びその背後にいる者にとって邪魔者となったために、追放されたものであって、原告aが徳洲会グループから追放されたことは、原告aの横領等の根拠とならない。

コ 原告aは、ギャンブル好きではないし、被告が裏付けとして提出する当たり馬券の写しは、平成6年から平成7年に購入したものであって、世の中が競馬ブームであった中で原告aも週末に競馬を楽しんでいた程度であるし、万馬券が当たって資金ができ、その資金で馬券を購入していた程度にすぎず、1日に数百万円の馬券を購入したこともないし、現在から過去十数年間程度は年に1、2回馬券を購入するかどうかという程度であって、横領の動機となるようなものではない。また、被告が裏付けとして提出する当たり馬券の写しは、平成6年から平成7年に購入したものであるから、被告が主張するとおり平成18年頃に使途不明金があったとしても、かかる使途不明金の使い道にはなり得ず、横領の根拠となるものではない。

サ 被告主張の出金は競馬とは全く関係がない。また、原告aが自由連合の金を勝手に引き出したこともないし、平成18年12月28日には、中央競馬が開催されていない。

自由連合は、衆議院議員選挙が行われるときだけ資金を必要とするものではなく、平成18年は、d2が自民党入りを目指して水面下で活発に根回しの活動をしており、不意の支出も想定される時期であった。そして、d2は、平成18年12月28日に自民党入党を果たすが、d2事務所は、地元の自民党所属地方議員の選挙支援である陣中見舞いについて、原告aに大きく依存していたところ、平成19年には、鹿児島県議選、複数の町議選、町長選挙等があり、1回の陣中見舞いに当たり、10万円程度から100万円以上の費用が支出された。このような支出に備えて、休日前に手元資金を用意しておくことは、政治活動全般を担っていた者として当然のことであった。また、週末に葬儀があつて、急に香典が必要となることもある。このような急な出費に備え、ある程度まとまった手元資金を有しておくのも当然である。さらに、平成17年の衆議院議員選挙に際して発生したピラ折込費用7500万円余は、平成18年5月から平成19年11月にかけて、株式会社大広に対し、分割で支払うことになっており、平成18年12月29日は、そのうち1000万円の支払期限であった。平成18年12月28日の支払は、この1000万円に充当されたものであって、原告aのギャンブルに費消されたものではない。

シ IHS仮払金一覧(乙13)は、平成23年3月末時点の仮払金の合計が7億5000万円余であることを示しているにすぎないから、この書面から7億5000万円余が使途不明になっていると判断することは不可能である。また、原告aの関わっていない支出についても原告aの仮払とされるこ

・平成19年 8月 3日(金曜日) 100万円

コ 週刊文春の記者h(以下「h」という。)が入手した「IHS仮払金一覧」と題する徳洲会の内部資料(徳洲会の依頼を受けた専門家がIHSの会計帳簿等を精査して作成。乙13)によると、原告aが当時社長を務めていたIHSにおいても、平成23年3月末現在で7億5581万3604円もの仮払金が使途不明となっており、その中の相当部分を「社長扱い仮払い」「社長仮払い」が占めていることも明らかとなった。また、平成25年1月29日の原告aに対する懲罰委員会兼聴聞委員会において、原告aがその使途を説明しなかったことが前提とされていた。なお、原告らの提出するアップデート後のIHS仮払金一覧(甲25)によっても、使途不明の仮払金がある。

サ 被告は、徳洲会の内部事情を知悉している幹部等の複数の関係者に対して、原告aによる横領行為について約1か月間に亘って取材を行い、hは、徳洲会の重要な地位ないし部署にいる者数十人に対して取材した。これらの者は、徳洲会の内部の者や徳洲会の関係者でなければ入手し得ず、かつ、外部に出ることが想定されていない機密性の高い資料をhに提供しており、hらの取材先が徳洲会の内部の者や徳洲会の関係者で、機密性の高い資料にアクセスすることができる組織の中で重要な地位ないし部署にある者であることは明らかであった上、hらに対するこれらの者の供述がこれらの資料に合致したために、被告は、これらの者の供述の信用性は高いと判断した。

シ hは、原告aに再三電話を掛けて取材を申し込んだが、原告aは、「徳洲会守旧派のデマ情報に振り回されてご苦労様です。検察、警察当局や国税にちゃんと当てて事実を把握してまたいらっしゃい!」というショートメールを返信するにとどまり、hの直接の取材には一切応じようとはしなかった。

ス 原告aは、会計責任者として徳洲会グループの預金口座から多額の金員を引き出しながら、その具体的使途を立証できていない。

(2) 本件記述①のうち原告aの私生活に関する事項は、本件記事1が摘示する事実のうちの主要な事実ではないため、真実性の立証の対象となるものではない。

仮に、当該事項が真実性の立証の対象になるものであったとしても、本件記述①において記載のある原告aの豪華な生活の前提事実は、真実である。また、仮に、当該前提事実が真実でなかったとしても、hが、徳洲会の幹部等の複数の関係者から、原告aが英國屋で仕立てた高級スーツを身にまとい、高級マンションに居住するなど豪華な生活ぶりであったとの取材結果を得た上、当該取材における証言をした関係者の証言が上述のとおり信用できるものであったから、被告がこれを信じるにつき相当な理由を有していたことは明らかである。

(3) 本件記述①のうち原告aのギャンブルに関する事項は、本件記事1が摘示する事実のうちの主要な事実ではないため、真実性の立証の対象となるものではない。

仮に、真実性の立証の対象になるものであったとしても、真実である。また、仮に、真実でなかったとしても、次のアからオまでのとおりの取材結果及び当該取材における証言をした関係者の証言が馬券のコピーなどの裏付けがあつて信用できるものであったから、被告がこれを信じるにつき相当な理由を有していたことは明らかである。

とが常態化していた。原告aは、平成24年5月頃までに、7億5000万円余の仮払金の大部分の使途を具体的に説明しており、IHSの仮払金は、その大半が原告aが出金に関わっていない、選挙関連の支出であることが確認され、同年8月16日には、徳洲会のi財務部長がIHSの新しい社長であるd3(d1の次女)に説明し、同年9月5日には、i財務部長とm公認会計士によりIHS仮払金一覧(乙13)の内容がアップデートされ、仮払金の使途が書き込まれたもの(甲25)が作成された。IHS仮払金一覧(乙13)は、平成23年に仮払金の調査が始まった当初の内容であり、平成24年12月27日当時の徳洲会グループ側の認識を正しく表した書面ではない。仮払金が衆院選前後に引き出されていることから、選挙関連の支出であることは容易に確認できた。

ス 徳洲会グループは、原告aが公職選挙法違反事件の捜査に協力し、徳洲会に強制捜査が入ったことによる原告aに対する逆恨みがあるから、徳洲会グループの関係者の供述は信用性がない。

セ 原告aは、三菱東京UFJ銀行I支店の口座以外については管理していない。原告aが3000万円を引き出したと被告が指摘する鹿児島県の銀行口座について、原告aは一度も通帳・印鑑等を手にしたことがなく、引き出しに関与していないから、その具体的使途を主張立証できないことは何ら不自然ではない。

ソ 原告aは、根拠がないいいがかりだったので、取材に応じなかったものであつて、被告が取材を尽くしたことはない。

(3) 本件記述①の摘示する事実のうち、原告aの私生活及びギャンブルに関して摘示された事実は、いずれも真実ではないし、被告は、原告aと敵対している徳洲会の幹部から聞いた話を鵜呑みにして記事にしたものであり、真実であると信じるにつき相当な理由はない。被告が裏付けとして示す当たり馬券のコピーは、原告aの私生活に関して摘示された事実についての徳洲会の幹部の話の裏付けのものではないし、予想が的中しなかったレースは当たり馬券の比較にならないほど多くあったという憶測は、原告aが1日に数百万円もギャンブルにかけていたことの根拠となるものではない。

	<p>ア hは、徳洲会グループの関係者から、原告aが極度のギャンブル好きであり、ブルガリアに出張した際、朝までホテルのカジノに入り浸っていたとの証言を得た。</p> <p>イ hは、徳洲会グループの関係者から、徳洲会グループの幹部会が湘南鎌倉総合病院において行われる土曜日に、幹部会の行き帰りに原告aが場外勝馬投票券発売所ウインズ新橋に立ち寄ることが度々あったとの証言も得た。</p> <p>ウ 原告aは、本来であれば仕事の関係書類や事務用品などを入れるべき徳洲会における事務机の中に、平成6年～平成7年の当たり馬券のコピーを20枚以上も入れたままにしていた。</p> <p>エ hが馬券のコピーを確認したところ、原告aは、1レースにつき数万円から10万円の馬券をウインズ新橋で購入していたことが判明した。</p> <p>オ 予想が的中しなかったレースは当たり馬券の比較にならないほど多くあると思われたため、原告aが、競馬に多額のお金を使用していることが推認された。</p>	
2	<p>本件記述②のうちの、原告aが自分のために政界に資金提供した旨の記載は、横領と別に社会的評価を低下させるものではないし、本件記述②が摘示する事実のうちの主要な部分でもないから、真実性の抗弁の立証の対象となるものではない。仮に同立証の対象となるものであったとしても、上述のとおり、原告aが自分のために政界に資金提供をしたことは真実であり、仮に真実でなかったとしても、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p>	<p>原告aは、自分のために政界に資金提供をしたことはなく、資金提供を行ったのはd1であるから、本件記述②が摘示する事実は、真実ではない。聴聞通知書に対する回答書(乙3)にも、d1が政界に資金提供した旨の記載がある一方、原告aが自分のために政界に資金提供をした旨の記載はなく、真実であると信じる相当な理由もない。</p>
3	<p>(1) 本件記述③が摘示する事実のうちの主要な部分である原告aが金銭消費貸借契約書の偽造をしようとしたことは、真実であり、仮に真実でなかったとしても、被告の取材によれば次のとおりの事実が認められるので、真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>原告aは、平成23年頃、自由連合のIMLに対する債務を処理するため、徳洲会グループ金融チームの一員として、日付を遡及してd1の保証契約書を作成することを提案した。しかし、d1は、上記債務を保証するとしたことはなく、さらに、IMLと自由連合との間で交わされたという上記保証契約の前提となる金銭消費貸借契約書と、d1の個人名での連帯保証の記載があるIMLの稟議書は、いずれもその書面の真正性に疑問を持たざるを得ないものであった。そして、原告aの提案について、複数の弁護士が反対する意見を表明したが、原告aは、稟議書(上記のとおり真正性に疑問を持たざるを得ないものである。)が存在すると強弁して、同提案の実行に拘泥していた。</p> <p>(2) 本件記述③のうちの、原告aが徳洲会を乗っ取ろうとした旨の記載は、原告aの株式取得等を前提とする論評である上、本件記述③が摘示する事実のうちの主要な部分でもないから、真実性の抗弁の立証の対象となるものではない。仮に同立証の対象となるものであったとしても、真実であり、仮に真実でなかったとしても、次のアからエまでの事実によれば、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>ア 原告aは、d1のIMLの債務の連帯保証契約書を作成させようとし、徳洲会グループであるインターナショナルメディカルシステム株式会社(以下「IMS」という。)の株式の5%を取得するなど、原告aの徳洲会グループに対する支配権限を強めるようになる不可解な行動を行っていた。</p>	<p>(1) 自由連合のIMLに対する債務を主債務とするd1の保証契約が存在していたから、原告aが金銭消費貸借契約書を作成しようとしたことは、偽造をしようとしたことにはならず、本件記述③の摘示する事実のうち、原告aが金銭消費貸借契約書の偽造をしようとしたことは真実ではないし、真実であると信じたことに相当な理由もない。また、被告が指摘するn法律事務所作成のメモランダムは、原告aと対立するdファミリーの意向を受けて作成されたことが一見して明白であって、真実性や真実であると信じたことの根拠となるものではない。d1とIMLとの間の上記保証契約が存在しており、原告aは上記契約書を偽造しようとしておらず、同契約書を作成しようとしたのは徳洲会を乗っ取るためでなかったことは、次の事実から明らかである。</p> <p>ア d1自身が、平成20年10月20日付けで「借入金の処理について私は全ての責任は自分個人で取ると常々明言しています。」「私の責任において当局と相談の上処理いたします。」という趣旨の声明を公表した。</p> <p>イ 原告aは、国税局との協議のために、担当税理士と共にd1の保証意思を再確認し、その担当税理士がd1個人の実印を押印した委任状をもって国税局との打合せも行っていた。</p> <p>ウ 原告aと徳洲会の金融チームが専門の弁護士や税理士と協議し、d1とも相談した結果、d1が保有する株式をIMLに代物弁済することで、自由連合のIMLからの借入金を弁済するという結論になった。</p> <p>エ dファミリーは、d1の財産を私的に独占するため、d1の保証債務の相続を免れ、徳洲会グループの利権を独占しようとして企てて、徳洲会の理念に忠実な「金庫番」であった原告aの追い落としをはかろうとして、d1が保証契約を締結しておらず、借入れ当時保証意思を有していなかったとの事実をねつ造した。平成13年ないし平成14年頃の徳洲会の国税調査において、IMLから自由連合に対する</p>

	<p>イ 原告 a は、上記株式を取得することについて d1 の妻 d4 にあらかじめ告げず、その取得が必要である理由につき、d1 に対し、終わってから詳細を説明するとして十分な説明をしなかった上、その取得の理由がグループ税制の適用を避けるためであったと説明するが、公認会計士で税理士である m が検討した結果、IMS の株式 5% を取得することでグループ法人税制にどのように影響するかは不明であるという書面（乙 14）が作成された。</p> <p>ウ 東京地検特捜部は、平成 25 年 9 月 17 日、徳洲会グループの公職選挙法違反（平成 24 年 12 月に行われた衆議院議員選挙において、徳洲会グループが選挙運動に職員を派遣した際に勤務先の病院などから給料や交通費を支給する等、病院組織を使った組織ぐるみの選挙運動を行っていたとの違反容疑）について強制捜査に着手したところ、当該公職選挙法違反被疑事件については、選挙運動における資金の流れの解明が不可欠であり、そのためには、徳洲会グループ内部の資金の動きを追わなければならず、内部資料なくして強制捜査に着手することは困難であった。そして、h は、原告らが産経新聞記者の手引きにより幾度にもわたって東京地検に対して徳洲会の内部資料を持ち込んで強制捜査の着手を求め、東京地検は、これらの資料の内容を検討判断し、ようやく強制捜査への着手を行ったものであったという情報を得た。</p> <p>エ 原告 a は、徳洲会から追放された。</p>	<p>貸付金を調査した国税当局も、政党の債務に d1 の保証があったからこそ、IML から自由連合に対する貸付金は、実質的にも IML の寄付ではなく、事実上の献金や贈与ともいえないとして、寄付行為としての追徴課税の追及を見送ったのである。保証もなく無担保で 100 億円もの巨額の資金を自分の政党に貸し付けるということは、貸付けに名を借りた寄付行為である。そのような認定を避けるため、d1 は、保証を前提とした貸付けを承諾していた。自民党の借入金も、自民党幹事長が連帯保証しており、政党の代表者が保証することは自然である。自由連合の債務につき、d1 の保証がなければ、自由連合には返済能力がないため、IML は不良債権を抱えて債務超過になり破綻し、IML に貸付けをしている IMS も同様に破綻し、IMS に貸付けをしている IHS も同様に破綻し、IHS に貸付けをしている株式会社徳洲会も同様に破綻することになってしまい、d1 の保証がなかったとは考えられない。また、これらの債務超過を隠していたこととなり、粉飾決算をしていたことになるし、これらの粉飾決算を隠していたことで、巨額の詐欺があったことになりかねず、原告 a は、このような巨大なリスクから d1 を守るための手段を提案したにすぎない。</p> <p>(2) 本件記述③の摘示する事実のうち原告 a が徳洲会を乗っ取ろうとしたという点については、IMS の株式の 5% のみでは支配権を有することはできないから、原告 a が IMS の株式の 5% を取得したことは、原告 a が徳洲会グループを乗っ取ろうとした根拠とならないし、d1 が株式の取得を了解していたことは、d1 との面談記録の反訳文書を確認すれば容易に判明したのに、被告は、徳洲会ファミリーの言い分を鵜呑みにして確認をしなかったことから、被告が原告 a の IMS の株式取得につき d1 の了解がないと信じたことについて相当な理由はない。また、原告 a は、東京地検特捜部から捜査への協力を求められて協力をしただけであり、原告らの側から東京地検特捜部に持ち込んだことはないし、徳洲会がもともと何度も公職選挙法違反に問われていることから、東京地検特捜部から捜査への協力を求められることは不自然ではなく、原告 a が東京地検特捜部に内部資料を提供したことは、原告 a が徳洲会を乗っ取ろうとしたといえる根拠にはならない。</p>
4	<p>本件記述④のうち、原告 a が東京地検特捜部に徳洲会の内部資料を持ち込んだことは真実であり、仮に真実でなかったとしても被告が真実であると信じたことに相当な理由があるし、その余の記載は重要なものではない。</p>	<p>上述のとおり、原告 a が東京地検特捜部に徳洲会の内部資料を持ち込んだことは真実でないし、被告が真実であると信じたことに相当な理由もない。</p>
5	<p>本件記述⑤のうちの、原告 a が、独断で徳洲会マネーを差配し着服したことを理由に懲戒解雇されたとの事実摘示は、本件記述⑤が摘示する事実のうちの主要な部分ではないから、真実性の抗弁の立証の対象となるものではない。仮に同立証の対象となるものであったとしても、徳洲会グループは、原告 a が、徳洲会グループの資金を横領し、d1 の承認もなく独断で徳洲会の資金を差配していたこと等を問題視し、平成 24 年 9 月に原告 a の事務総長職を解き、平成 25 年 2 月に専務理事を解任するとともに懲戒解雇処分として徳洲会グループを追放したので、上記事実は真実であり、仮に真実でなかったとしても、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p>	<p>原告 a の懲戒解雇理由は、反社会的勢力の詐欺に協力したというものであって、横領や徳洲会グループの資金を独断で差配したことではないし、反社会的勢力が勝手に原告 a の名前を使用したにすぎず、原告 a が詐欺に協力したこともない。また、原告 a は、原告 a と敵対する徳洲会ファミリーに陥れられて解雇されたにすぎないから、本件記述⑤の摘示する事実は真実ではないし、真実であると信じる相当な理由もない。</p>
6	<p>原告 a が、民主党とのつながりを利用して、民主党に国立国府台病院の払下げについて国会で追及させ、その結果、同病院の払い下げが白紙撤回されたことは、徳洲会の第 4 回懲罰委員会兼聴聞会において原告 a が認めているから、本件記述⑥が摘示する事実は真実であり、仮に真実でなかったとしても、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由</p>	<p>原告 a は、d1 理事長の意を汲み、徳洲会グループの理念に基づき、社会運動の一環として国府台病院の払下げ問題を追及させたにすぎず、独断で民主党を利用して利益誘導を行ったものではないから、本件記述⑥の摘示する事実は真実ではないし、真実であると信じる相当な理由もない。</p>

	がある。	
7	<p>原告 a がなんらの業務もしていない g に対して 2 億 4 1 2 0 万円を支払ったことは、真実であり、仮に真実でなかったとしても、次の(1)及び(2)の事実から、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>(1) 原告 a は、d1 から報酬額の承認を得ずに、g との間で 1 5 億 8 0 0 0 万円の業務委託契約を締結しようとし、g が関係する会社である地球コーポレーション株式会社等にアドバイザー契約の報酬として 2 億 4 1 2 0 万円を支払った。</p> <p>(2) 原告 a は、平成 2 5 年 1 月 2 9 日に行われた徳洲会の第 4 回懲罰委員会兼聴聞会において、g との契約等の事実関係を「その通りです」と認めたとうえで、「(g は、) 民主党政権のタニマチのような存在であり、色々と面倒を見ていた。この民主党政権で必要な存在だったということで (契約を) 結んだ」、「民主党政権になり、色々な徳洲会案件が出てきたとき様々なアドバイスや根回しをしてもらうために必要でこの契約を結んだ」、「理事長の承認はなかったのは事実」、「理事長承認がないのは組織としてまずいかもしいが、流れの中でそれが必要だったとき、『困ったときだけ頼む徳洲会』ではいけないという判断で行ったもの」(乙 4) と述べていた。</p>	<p>(1) g は、契約に基づく業務をしているし、原告 a は g との間で 1 5 億 8 0 0 0 万円の業務委託契約を締結しようとしていないから、本件記述⑦の摘示する事実は真実ではない。</p> <p>(2) g と d1 は 3 0 年来の友人であり、原告 a は、g の起用について d1 から了解を得た上で、報酬を一任されていたために、g に支払う報酬について逐一 d1 の承認を得ることなく決定して支払っていたにすぎず、原告 a が懲罰委員会兼聴聞会で説明した内容も、そのような趣旨であるから、被告が本件記述⑦の摘示する事実を信じたことに相当な理由はない。</p>

原告bに対する被告の抗弁に係る整理表

番号	被告の主張	原告bの主張
8	<p>本件記述⑧の摘示する事実は、真実であり、仮に真実でなかったとしても、次の(1)から(3)までの事情から、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>(1) 原告bは、政界に広い人脈をもっており、特に衆議院議員のfとは極めて近い関係にあり、このこともあって、fは、徳洲会グループのために尽力していた。</p> <p>(2) hは、原告bとfとの関係について、原告bが所属していた新潮社の『FOCUS』編集部の所属カメラマンからの証言を基に、同カメラマンと原告bとの利害関係、同カメラマンの供述内容の具体性や迫真性、原告a作成の聴聞通知書に対する回答書(乙6)の記載等の裏付けを確認して信用性が高いと判断した。</p> <p>(3) hが原告bを取材したところ、原告bが真摯に応答しなかった。</p>	<p>本件記述⑧の摘示する事実は真実ではないし、原告a作成の聴聞通知書に対する回答書(乙6)には、fとd1と原告bが助け合う関係とされており、fと原告bの癒着は記載されていないこと、hの取材は、突然Kを訪ねた上に、根拠なくKに対して、マンションを原告bに買ってもらったんだろうと聞くなど、失礼な態度であったから、原告bがhの取材に対して抗議したなどにすぎず、hが十分な取材を尽くしていないことから、被告がこれを真実と信じたことについて相当な理由はない。</p>
9	<p>(1) 本件記述⑨のうち、原告bが設立した会社が徳洲会から受領していた報酬と原告bが受けた利益に関する記載については、真実であるし、次のアからクまでの事情から、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>ア ヒルダは、徳洲会グループから、徳洲新聞の編集、印刷、グループホームページ管理、ドクターズネットワーク(医師向け広報誌)編集、VIVO(看護師向け広報誌)編集等の仕事を請け負っていたが、これらの業務に対する報酬支払額は年間約5億8000万円、消費税を含めると6億円を超えていた。</p> <p>イ 徳洲会が、ドクターズネットワークやVIVOについて印刷費用の見積もりをとって見たところ、ヒルダに支払っている印刷費用の単価の半分以下の単価で印刷が出来ることなどが判明した。</p> <p>ウ hは、弁護士p(以下「p」という。)が作成した平成25年3月7日付け「ヒルダ(告訴メモ)」(乙15)と題する書面を入手した。</p> <p>同書面は、一般社団法人徳洲会が告訴人、原告aを被告として告訴することを検討していた際のメモである。そして、同書面における告訴事実は、原告aが、一般社団法人徳洲会の専務理事として、告訴人のために取引をする際には、告訴人が損害を被らないようにすべき義務があるのに、その任務に背き、株式会社ヒルダの利益を図る目的で、徳洲新聞の編集・印刷等の業務委託契約の業務委託料として、適正価格を超える金額を支払わせて、一般社団法人徳洲会に損害を与えたという、特別背任罪に該当すべき事実である。</p> <p>同書面には、一般社団法人徳洲会において、「上記印刷・配送費等について、4社の相見積もりを取ったところ」、「年間3315万円～6369万9000円」、編集費については、「社内において新たに広報室を設けて編集に当たることとなったため、これに要する費用は『年6000万円』となった」旨記載されている。ヒルダの印刷・配送費等は年間2億円を下らず、編集費は年間2億6000万円を下らなかったことから、ヒルダによる徳洲新聞の編集、印刷・配送費用は、極めて高額であったといえる。</p>	<p>(1) 本件記述⑨のうち、原告bが不当な利益を得ていたとの記載は真実ではない。ヒルダの受け取っていた報酬が不当に高かったといえることの根拠として被告が主張するものは、いずれもその根拠にならないし、原告bが不当な利益を得ていた根拠もない。また、次のアからキまでの事情から、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がない。</p> <p>ア そもそも、新聞製作は、予算に応じた取材等を行うものであり、徳洲会の言い値で決まった編集費に応じて、ヒルダは充実した取材(海外出張等)を行い、徳洲会グループの広報室としての役割を果たしていたもので、不当に高い利益を得ていたものではない。</p> <p>イ 徳洲会のoも、ヒルダとの契約見直しに当たり、広報室機能を自前でもてるかが重要で、自前でできれば費用の極端な見直しが可能であると報告書(乙8)に記載している。また、徳洲会は、社員総会で徳洲新聞の収支につき承認を得ていたし、ヒルダからの請求金額と内訳を把握して払い続けており、ヒルダへの報酬額を認識していた。</p> <p>ウ 被告が根拠とする徳洲会作成の報告書(乙8)によっても、ドクターズネットワークやVIVOについてのヒルダとは別会社への印刷費用支出について、見直しにより1200万円の経費削減が可能と記載されているにすぎず、徳洲会新聞の印刷費用は不明であって、ヒルダが請け負っている業務の対価に言及しておらず、ヒルダの業務が2億円あれば十分であることの根拠がない。</p> <p>エ 「ヒルダ(告訴メモ)」(乙15)記載の印刷配送費の見積もりは、経費削減を前提に、徳洲会新聞のページ数を半分ないし4分の1とすることや、発行部数を縮小することを前提にされたもので、ヒルダと同程度のサービスを前提としていないし、梱包や配送費用が見積もりには含まれていないため、ヒルダの印刷配送費2億円が不当に高い根拠とならない。</p> <p>また、ヒルダで行っていた業務は、入稿から配送までの期間が短かったので高速輪転機を使用していたために費用が高かったものであるところ、「ヒルダ(告訴メモ)」(乙15)における見積りが、入稿から配送までの期間が短いことを前提にするものか不明である。被告は、このように、ヒルダの業務と見積もりの内容が一致していないにもかかわらず、これを確認していない。加えて、告訴のために、なるべく安い見積もりをとるはずであるから、告訴のための見積もりよりもヒルダが受け取った報酬が高かったからといって、当該報酬が不当に高いことにはならない。</p>

「ヒルダ（告訴メモ）」を作成したp弁護士は、ヒルダによって生じた損害を算定するにあたり、『疑わしきは被告人の利益に』の原則のもとに、告訴人の蒙った損害を算定する」としており、編集費については、「告訴人の社団内に広報室を設けて実施することになり、相見積もりを取っていないため、編集に係る損害を算定することは相当でない」とし、印刷及び配送費についても、4社による相見積もりによる最高額を4倍した数字と、ヒルダに対して4年間で支払った業務委託料の差額を計算し、これが損害であるとしていて、損害額の算定に当たって、可能な限りヒルダに配慮していることがうかがわれるから、見積もりに当たっても、ヒルダの業務と同等の業務を行った場合の見積もりをとったものとうかがわれる。そして、「ヒルダ（告訴メモ）」は、損害額の算定に当たって、極めて公正に、かつ、ヒルダによって生じた損害額が最小限になるように計算している上、pが法律の専門家として、告訴を検討するために作成したメモであるから、同書面に記載された印刷・配送費等の相見積もりの額や編集費等の内容の信用性が高いことは明らかである。

エ 徳洲会グループは、ヒルダが印刷業務において必要な費用の倍額以上の報酬を受け取っていたことを理由に、ヒルダとの契約を解消して、原告bを徳洲会グループから追放した。

オ ヒルダは、原告bが平成12年12月に設立し、原告b、その妻及び子が取締役を務める会社である。

カ hは、原告bが所属していた新潮社の『FOCUS』編集部所属カメラマンから、
① 原告bが、『FOCUS』休刊（平成13年）の2年前頃から急におしゃれになり、体を鍛え始め、服装がごく普通のスラックスからブランド物のスーツ姿に変わった、
② 『FOCUS』が創刊されたときから同誌に関わっていたが、同誌の廃刊と共に新潮社を辞めた、との証言を得た。

キ 原告bは、下記(2)に記載のとおり生活を送っていた上、hは、原告bがLという新築マンションを購入したとの話を徳洲会の幹部から聞いた。そこで、原告bが購入したとされる部屋の登記簿を確認したところ、同部屋の名義が、上記の「原告bさんの愛人」と言われているKの名義になっていることが判明した。また、hは、上記幹部から、原告bがd5夫妻にLの部屋の購入を勧めていたとの話を聞き取ったところ、d5夫妻が現にLの部屋を購入しており、上記幹部の証言と一致した。

ク hが、事実関係について確認をしようと、原告bに、徳洲新聞の編集、印刷費用等としてヒルダが年間約6億円の報酬を受け取っていたとの情報の真偽について尋ねたところ、「全く事実と違う」と否定しながらも、他方では、「d1 [d1の意]の方から、この金額でやってくれと言われて僕は受けた話であって…」と、年間約6億円という報酬額について肯定するような回答もした。このため、hは、更に尋ねようとしたが、原告bは、「そんなことはあなたに説明する必要はない」と、それ以上の事実については回答を拒否した。

また、hが、原告bがLという新築マンションを購入したことや、平成14年に土地の実勢価格だけで1億円はすると思われる千葉県船橋市の土地を購入したという情報

オ また、ヒルダは、徳洲会グループの広報室として極めて重要な役割を果たし、「ヒルダ（告訴メモ）」（乙15）の該当部分の記載も、「新たに広報室を設けて編集に当たることになったため」費用が2億円削減されたといっているのであって、ヒルダの新聞制作費用が不当に高いという根拠にはならない。

カ 平成23年12月末の徳洲会の幹部会では、d1の強い意向により、徳洲新聞の制作費を削減するため、ヒルダに対する外注をやめ、組織内新聞制作体制に移行することが決定されていたが、その後の平成24年1月末のヒルダへの支払（12月分新聞制作費4982万7007円を含む支払額は6105万3341円）に際し、一般社団法人徳洲会の理事長であったJは、何の留保もなくヒルダに対する支払承認を行い（甲18）、実際に支払がされている。ヒルダの新聞制作費用が不当に高いのであれば、Jが支払を承認できるはずもないから、不当に高くなかったことは明らかである。

キ hが、突然Kの自宅を訪問し、「原告bがいるはずだ」「このマンションは原告bに買ってもらったんだろう」などと非常に失礼な取材をしたために、原告bが根拠をhに問いただしたところ、hが具体的な根拠を示さなかったために、原告bがこれに抗議したのであって、原告bに対する十分な取材が行われたものではない。また、マンションに関しては、原告bは、hに対し、Kが原告bにマンションを買ってもらったというのは事実と反する、ということは何度も明確に伝えているし、登記上、Kを債務者とする被担保債権3500万円の抵当権が設定されていることが明らかであり、この登記から、Kが住宅ローンを組んでマンションを購入したことが明らかであるから、原告bが同マンションを購入したと信じたことの相当な理由はない。また、原告bは、d5夫妻に同マンションの購入を勧めたことはなく、d5夫妻に取材すれば明らかとなるのに、被告はこのような取材を行っていない。本件原告b自宅土地の購入価格は1億円もせず、この土地は共有であって、登記簿上原告bの持ち分が70分の30であることが明示されており、登記簿をみれば、原告bが土地購入価格の全額を負担したものではないことが明らかで、実際にも原告bの負担額は3000万円であって、その原資の大部分は退職金であったことから同土地の購入は原告bが不当な利益を得ていたことの根拠とならない。加えて、同土地の購入価格は、同土地の近隣に居住している売主や不動産屋に取材すれば容易に判明したのに、被告はそのような取材を行っていない。また、原告bが土地建物を購入したのは平成14年、自宅建物を新築したのは平成18年、Kがマンションを購入したのは平成14年であるところ、平成13年から平成18年までの間、印刷等はヒルダとは別会社が受注しており、ヒルダは編集業務のみを行い、1号当たり550万円の編集費を受け取り、年間では2億8050万円のみであったから、原告bが本件原告b自宅土地の購入、自宅の新築、マンションの購入をしたことは、ヒルダを通じて不当な利益を得ていたことの根拠とならない。

(2) 原告bの私生活に関する記載は真実ではないし、上記のとおり、容易にできる取材でこれを知り得たのに、被告はそのような取材をしていないから、被告が上記記載を真実であると信じたことについて相当な理由はない。

また、被告指摘の土地価格は、E駅前周辺であって、本件原告b自宅土地の価格は、E駅前から離れているから、被告指摘の土地価格をもって本件原告b自宅土地価格の根拠とはならない。

	<p>の真偽について確認したところ、「そんなのは君たちに説明する必要もないし、しかも土地の値段も全然違うから」と回答した。</p> <p>(2) 本件記述⑨のうち、原告bの生活に関する記載については、真実であるし、次のアからウまでの事情から、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>ア 原告bは、平成14年7月3日に船橋市に登記上の地積が約412㎡、現況地積は約446㎡の土地を購入しているが、同土地の路線価は1㎡当たり約16万円であるから、同土地の実勢価格は1億円を超えるものであった。</p> <p>イ インターネット上で船橋市E周辺の土地について検索した結果、原告bが同土地を購入した平成14年当時の平米単価は25万円前後であったことが確認できていた。</p> <p>ウ hは、上記カメラマンから、原告bがブランド物の高級スーツを着用していたとの証言を得た。</p>	
10	<p>原告bには愛人がいたことは真実であるし、次の(1)から(3)までの事情から、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p> <p>(1) hは、原告bが、当時勤務していた新潮社の女性社員Kと行動をともにしていることが多く、社内では、Kは、「原告bさんの愛人」と言われているとの取材結果を得た。さらに、原告bがKと行動を共にしている場面には、週刊文春の編集長や同デスクなども遭遇したこともあった。</p> <p>(2) hは、原告bがLという新築マンションを購入し、d1氏の長男d5夫妻に対し、「いい物件だから」と購入を勧めていたとの話を徳洲会の幹部から聞き、Lという新築マンションの部屋の登記簿を確認したところ、同部屋の名義がKの名義になっていることが判明し、上記徳洲会の幹部の証言の裏付け取材を進めたところ、d5夫妻は、Kが同マンションを購入した約4か月後に、同マンションの9階の部屋を購入していることも判明した。</p> <p>(3) h記者が平成25年9月30日の朝、Kの自宅を訪問して取材を行ったところ、早速その日のうちに原告bからh記者に対して、Kへの取材についての抗議が行われたことから、Kと原告bとの間で情報が直ちに伝わったことは明らかである。</p>	<p>原告bには愛人はいないし、Kと男女関係になかった。</p> <p>Kのマンションの購入価格は6320万円で1億円をはるかに下回る金額であって、一般のサラリーマンも住宅ローンを組んで普通に購入する程度の金額で、特別に高いわけではない。その原資は、Kの銀行からの借入れ、自宅の売却代金、預貯金、親族からの贈与であって、Kが自分で購入したものであり、原告bが購入したものではない。また、同マンションの登記上、同マンションは抵当権付であって、借り入れて購入したことが明らかであるのに、被告はこれを確認しなかった。</p> <p>このように、被告は十分な取材をしておらず、原告bに愛人がいるといえる十分な根拠がないことから、原告bに愛人がいることが真実であると信じたことに相当な理由はない。</p>
11	<p>原告aの抗弁4と同様の根拠により、当該記載は真実であり、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p>	<p>原告aの抗弁4に対する原告aの主張と同様である。</p>
12	<p>原告aの抗弁4と同様の根拠により、当該記載は真実であり、被告がこれを真実であると信じたことに相当な理由がある。</p>	<p>原告aの抗弁4に対する原告aの主張と同様である。</p>